

## 特 別 決 議

我々は、これまで平成20年と24年の全国町村長大会において、道州制の導入に反対する特別決議を採択し関係方面へ要請活動を行ってきた。

これら特別決議では、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘した。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党は「道州制基本法案」の国会提出を目指すとしている。道州制の必要性自体の議論が全くなされないまま、示されている法案が通れば、総理大臣の諮問機関である「道州制国民会議」において、道州制導入が既成事実化され、具体的な制度設計が行われることになる。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならない。

よって、我々は、「道州制基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対していく。

平成25年11月20日

全国町村長大会